

国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案要綱

第1 国家公務員災害補償法の一部改正

- 1 遺族補償年金を受けることができる遺族の要件について、職員の死亡の当時、夫は六十歳以上であることとする要件及びこれに該当しない夫は人事院規則で定める障害の状態にあることとする要件を廃止する。あわせて、当該夫の年齢に係る要件において、その年齢を五十五歳以上とする経過措置を廃止する。（第十六条第一項及び附則第十八項関係）
- 2 遺族補償年金の額について、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数が一人である場合の額を一律に一年につき平均給与額に百七十五を乗じて得た額とする。（第十七条第一項関係）
- 3 療養補償、休業補償、介護補償若しくは葬祭補償又は特定特例補償を受ける権利が時効により消滅する期間について、その補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、国家公務員災害補償法第十条等に規定する補償を支給すべき事由又は特定特例補償を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として人事院規則で定めるものであるときは、その補償を受ける権利を行使することができる時から五年とする。（第二十八条関係）
- 4 その他所要の改正を行う。

第2 国家公務員共済組合法の一部改正

- 1 公務遺族年金を受けることができる遺族の要件について、組合員の死亡の当時、夫は六十歳以上であることとする要件を廃止する。（第二条第三項及び第九十一条第一項関係）
- 2 その他所要の改正を行う。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、令和九年四月一日から施行する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。

